

学校法人新潟科学技術学園 検収センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校法人新潟科学技術学園（以下「学園」という。）が設置する新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校（以下「学校」という。）における固定資産及び物品の購入に係る検収の適正な実施について、必要な事項を定めるものとする。

(検収の目的)

第2条 検収は、学園における固定資産及び物品の適正な購入に資することを目的とする。

(検査の範囲)

第3条 センターにおける検収のための検査の範囲は、公的研究費（科学研究費補助金含む。）を財源とする契約に係る固定資産及び物品とする。

(組織)

第4条 センターは、学園法人本部事務局財務部に置き、センター長及び検収担当者をもって組織する。

- 2 センター長は、財務部長をもって充て、センターの業務を総括する。
- 3 検収担当者は、新潟薬科大学においては庶務第二係が、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校においては庶務係がそれぞれ兼任する。
- 4 センター長は、研究室に所属する教職員に、検収担当者を委任することができる。

(業務)

第5条 検収担当者は、第3条の検査の範囲に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 請求書及び納品書に基づき、現品を確認すること。
- (2) 請求書及び納品書への受領印の押印又は自署及び受領日の記載を行うこと。
- (3) 検査の結果について、センター長に報告すること。
- (4) その他センター長の定める事務を行うこと。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、その都度センター長が定めるものとする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。